

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

整理番号	134	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	134)			提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育士の処遇改善加算制度の見直し

## 提案団体

松山市

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

## 求める措置の具体的内容

「病児保育施設」に従事する保育士の処遇改善を目的とした子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付要件の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

保育士は全国的に不足しているが、その原因の一つとして保育士の給与等が低いことが挙げられており、国では保育士の処遇改善加算による賃金改善の取組を行っているものの、「病児保育施設」の保育士については、「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育施設」と異なり、処遇改善加算の対象となっていない。  
また、「病児保育」は、医療機関などが実施している場合が多く、保育士に対する処遇改善加算が含まれる「特定教育・保育」と兼務とすることが困難であることから、「病児保育施設」の保育士の処遇改善は進みづらい状況である。  
そのため、保育士は、賃金の高い「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業」で就労し、「病児保育施設」の保育士の確保が難しくなっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業を受託している医療機関からは、「病児保育施設」の保育士確保が難しいことや、定着してもらえないとの相談を受けており、病児保育事業の運営に支障が生じている。  
また、全国病児保育協議会は国に対し、令和3年12月14日付けで「病児保育事業の事業改善に関する要望書」を提出し、病児保育施設の保育士の処遇改善を求めている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

—

## 根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱  
病児保育事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、宮城県、仙台市、多賀城市、上尾市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、三重県、大阪市、広島市、高

松市、東温市、熊本市、大分市、宮崎県、鹿児島市

- 同じ保育士であっても、勤務先により処遇改善の対象外となることで、不公平感が生まれる。
- 病児保育施設に従事する保育士の処遇改善については、当市においても事業者から要望を受けている。
- 特定教育・保育施設等の保育士と病児保育施設の保育士との間に業務内容の差異が無いことから、制度の見直しは必要と考える。
- 同様の内容について、病児・病後児保育施設より当県へ意見があった。

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

整理番号	291	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	291 )			提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

教育・保育給付認定における保育標準時間と保育短時間の区分の統合

## 提案団体

越谷市

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

## 求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定における保育標準時間と保育短時間の区分を統合することを求めるもの。

## 具体的な支障事例

教育・保育給付認定の保育標準時間(1日当たり11時間分の給付)と保育短時間(1日当たり8時間分の給付)について、制度開始当初、保育短時間の利用者負担は「保育標準時間の▲1.7%」とされ、実際の差は国基準で月額0~1,600円程度であり、区分を設けることの保護者側のメリットは少ない。また、認定変更が生じる度に保育標準時間と保育短時間の状況把握やそれによる対応等、事業者側の負担も大きい。

加えて、保育標準時間と保育短時間の認定に明確な判断基準はなく、短時間の就労であっても、例えば1日の労働時間は5時間であるが勤務時間が13時から18時までというケースについて自治体の判断により保育標準時間とするなど、自治体で個々の判断を行うこととなり、負担が大きい。

令和元年10月に幼児教育・保育無償化で創設された類似の施設等利用給付認定においては、こうした区分なく運用されている。今後、「こども誰でも通園制度」も加わり、制度が更に複雑化することから、大元となる教育・保育給付認定については、保育標準時間と保育短時間の区分を統合し、全ての利害関係者に対し簡素な制度とすべきと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

保育標準時間と保育短時間の区分の変更を伴う認定変更は、人口34万人の当市で年間約1,400件あり、うち利用者負担の金額変更を伴うものが約600件あり、大変な事務負担となっている。

保育施設からも、変更手続の煩雑さを嘆く声が寄せられており、例えば、標準時間から短時間へ変更されたことを保護者・施設ともに把握せず延長保育を利用して、後から認定変更の事実を施設が把握し、数百円~数千円の範囲で延長保育料徴収のトラブルになるケースが毎年発生しており、その収束に少なからぬ労力を費やしている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在でも、保育標準時間は、就労等の実態にあわせ必要な利用を行うこととされており、当市においては保育事業者と保護者の間で協議を行い実際の預かり時間を決定しているため、統合しても利用に支障は生じず、保育時間の長時間化にも繋がらないと想定される。

事業者側にとっても、利用者の保育の必要性の把握(確認)だけとなり、実務が簡素化でき、保育必要量の認定のゆらぎが無くなるため、安定的な経営計画を立てやすくなる。

加えて、給付費の請求についても、毎月の変更点が少ないため、事業者・市区町村双方の事務処理が簡素化

し、それに係る経費(人件費、通信運搬費等)が軽減される。

#### 根拠法令等

子ども・子育て支援法第 20 条第3項、子ども・子育て支援法施行規則第4条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、花巻市、宮城県、上尾市、三郷市、浜松市、春日市

○短時間の保育時間は園により異なることが多く、ニーズに合わないケースがある。標準対応とするか短時間対応とするか個別での判定が必要であるケースもあり、煩雑な業務となる。保護者側も残業などにより就業時間が異なることが発生し、延長保育対応などの対応が必要となることもあり、提案内容について賛同します。

○月途中で就労を開始する等で、保育短時間利用者が保育標準時間利用を希望する場合、本市では保護者が事業所に保育料の差額を支払い、利用を認める手続きをおこなっているため、事業所、保護者双方に費用面、手続き面で負担がかかる。区分の廃止による効果は期待される。